

「草津市市民参加条例」制定方針

1. 条例制定の趣旨

本市では、平成23年6月議会において「草津市自治体基本条例」（以下「基本条例」という）が可決・成立しました。

基本条例においては、市政運営の基本原則の一つとして「市民参加」を掲げています。

「市民参加」は、市政運営の根幹をなすものであり、市では今日まで審議会等への市民の参加やパブリック・コメントでの意見聴取等、さまざまな手法で市民参加に取り組んできていますが、さらなる市民参加の機会の拡大に努め、運用の拡充を図りつつ、市民参加が形骸化しないように継続して推進していくことが重要であります。

基本条例では、市民参加の具体的な手法や仕組みの詳細については、別途に条例を定めることとしていることから、ここに「草津市市民参加条例」の制定を目指すものです。

2. 条例の内容

市政の課題の発見、政策の立案、実施、評価等にかかる意思決定過程での早い段階から市民参加の機会を設けるため、本市における重要な政策、施策および計画などの策定・実施・評価に当たっては、市民参加を実施していくこととして、その具体的な手続きを盛り込むものです。

【条例に盛り込む主な項目（例）】

- ・市民、市の役割
- ・市民参加の対象、方法および実施
- ・公聴会、審議会、パブリック・コメント等の手続き
- ・市民参加推進委員会の設置 など

3. 策定スケジュール

平成24年	2月～	3月	市民参加のあり方の整理
	3月～	4月	条例項目の整理
	5月～	8月	条例項目に基づく検討
	9月～	10月	パブリック・コメント実施
	11月～	12月	議案提案・審議
平成25年	1月～	3月	条例の周知
	4月～		「市民参加条例」施行

4. 条例制定に向けた体制

市民参加条例制定作業の円滑な推進を図るため、組織体制を次のとおりとする。

◆市民参加条例検討委員会

15名で構成され、多角的な観点からの意見をいただき、条例の研究を行い、条例項目を検討する。

【検討委員メンバー】

- | | |
|--------------|----|
| ・学識経験者 | 3名 |
| ・まちづくりに寄与する者 | 8名 |
| ・公募市民 | 4名 |

5. 条例制定までのプロセス

草津市自治体基本条例に盛り込まれている「市民参加」に関する内容を踏まえ、市民等とともに条例項目の検討を進める。

- ① 委員公募等
 - ・市民参加条例検討委員会の市民委員を募集
 - ・学識経験者、関係団体に検討委員会委員のお願い
- ② 市民参加条例検討委員会の開催
 - ・条例の研究や、他市事例の研究
 - ・条例に盛り込むべき項目の検討
- ③ 庁内協議の実施
 - ・条例制定に向けた庁内会議での協議や、議会との協議
 - ・事務局にて、法規担当者とともに条例案の法的整理作業を実施
- ④ 条例案の公表
 - ・パブリック・コメントの実施
- ⑤ 条例案を議会に提案
- ⑥ 条例施行（平成25年4月1日予定）